様式第２号（第５条関係）

介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費・地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

豊田市長　MMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

先に申請のありました介護給付費・訓練等給付費・特定障がい者特別給付費・地域相談支援給付費・地域生活支援事業の支給及び利用者負担額減額・免除等について、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第２２条・第２９条・第３４条・第５１条の７・第５１条の１４及び豊田市地域生活支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので、通知します。

記

受給者証番号	MMMMMMMMMMMMMM	支給決定障がい者（保護者）氏名	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
支給決定年月日	MMMMMMMMMMMMMMMMMM	支給決定に係る児童氏名	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
障がい支援区分	MMMMMMMM	障がい支援区分の有効期間	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
利用者負担上限月額	MMMMMMMMMMM	左の上限月額の適用期間	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
特定障がい者特別給付費（施設入所支援）	MMMM　MMMMMMMMMMM	左の給付費の適用期間	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
特定障がい者特別給付費（共同生活援助・重度障がい者等包括支援）	MMMM　MMMMMMMMMMM	左の給付費の適用期間	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

	サービスの種類	支援の内容及び支給量	有効期間
支給決定内容	MMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
	MMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
	MMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
	MMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
	MMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM
	MMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM	MMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMMM

※　居宅介護（合計時間数）は、身体介護・家事援助・通院介助等の合計です。それぞれの時間数は受給者証でご確認ください。

問合せ先
豊田市役所　障がい福祉課　〒４７１－８５０１　豊田市西町３丁目６０番地
【電話番号】　０５６５（３４）６７５１　　【ＦＡＸ】　０５６５（３３）２９４０

教示

１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　１の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、豊田市を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。この訴訟において豊田市を代表する者は、豊田市長となります。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

（１）審査請求をした日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

MMMMMMM

※豊田市公印規則第７条により、公印の押印に代えて印影を使用しております。